

(様式3)

## 公立病院改革プランの概要

団 体 名		一部事務組合下北医療センター							
プ ラ ン の 名 称		むつりハビリテーション病院改革プラン							
策 定 日		平成 21年 3月 13日							
対 象 期 間		平成 21年度 ~ 平成 25年度							
病院の現状	病 院 名	むつりハビリテーション病院							
	所 在 地	青森県むつ市桜木町13番1号							
	病 床 数	120床(療養病床)							
	診 療 科 目	内科、リハビリテーション科							
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		全国の国立病院において廃止移譲を検討されていた中で、医療資源(病院・医師)が不足するむつ下北地区において国立療養所大湊病院の廃止を回避するべく移譲を受けたものであり、急性期病院であるむつ総合病院に対して、リハビリと介護を中心とした長期療養型の病床を中心とした連携病院としての役割を担う。							
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		一般会計が損失額の全額を負担することとしている。ただし、資本的支出に係る部分は当年度で繰入し、経常的収支に関する不足分は当年度ではなく、翌年度以降の繰入となる。							
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	備 考
	医業収支比率	89.7	-	-	-	-	-	-	
	経常収支比率	88.6	0.1	-	-	-	-	-	
	職員給与費比率	-	-	-	-	-	-	-	
	病床利用率	84.6	80.3	91.1	91.1	91.1	91.1	91.1	H20～委託先
	資金不足額	40,936	3,686	-	-	-	-	-	
	資金不足比率	6.9	-	-	-	-	-	-	
	” (委託先収益)	-	0.6	-	-	-	-	-	
	一般会計繰入金	76,771	95,238	70,693	30,534	36,640	39,740	40,461	
上記目標数値設定の考え方		平成22年で不良債務解消 平成20年度より指定管理者利用料金制を導入したため、医業収益に関する比率は算定されないものであるが、平成20年度に入ってから平成19年度診療に係る文書料収入の2,050円が発生したため、僅かながら医業収益に計上されることとなった。このため平成20年度の経常収支比率及び資金不足比率においても、上記の表のような数値が計上されることとなったものである事を、念のために明記しておく。							

団体名 (病院名)	一部事務組合下北医療センター むつりハビリテーション病院
--------------	---------------------------------

公立病院としての医療機能に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	備考
	1日当入院平均患者数	101	96	109	109	109	109	委託先
	1日当外来平均患者数	24	28	26	27	26	27	委託先
	通所リハビリ患者数	4,419	5,567	5,584	5,601	10,132	10,030	10,064

経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	平成14年3月より(社)むつ下北医師会に管理運営委託しており、平成20年4月からは利用料金制を導入済みである。						
		事業規模・形態の見直し	平成14年3月に国立病院を移譲を受けたものであり、国有財産法の用途指定によって最低10年間は医療設備として使用することとなり、当面は現状を維持する必要がある。						
		経費削減・抑制対策	経費削減・抑制のための抜本的対策として指定管理者制度を導入することとしたものである。 指定管理者との連絡を緊密に行い、経営状況の把握に努め、公立病院の機能と役割を果たしつつ、より民間的経営が図られるよう協調体制を構築する。						
		収入増加・確保対策	指定管理者制度を導入しているため、収入増加・確保に関しては、既に対策済みであると言える。また、損失額は一般会計が翌年度に補てんすることとしており、一時的に純損失、不良債務が発生することとなるが、繰入の実行により解消される仕組であり、確実な実行のため一般会計と十分に協議を行う。						
		その他	不良債務の解消については、繰入が確実に実行されるように一般会計と十分に協議する。 平成20年度、指定管理者の状況を把握するため、毎月の経営状況を報告してもらうこととした。						
各年度の収支計画		別紙1のとおり							
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	81.70%	18年度	83.30%	19年度	84.60%		
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	23年度末における介護病床の廃止に当たって、病床数は現行規模を維持しつつ、療養型病床への転換など機能的、効率的な運営形態とするための方法を検討する。							

団体名  
(病院名)

一部事務組合下北医療センター  
むつりハビリテーション病院

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	下北地域保健医療圏における公立病院は4施設で、いずれも当センターの施設である。 (むつ総合病院:一般病床376床・精神病106床・感染症病床4床・むつりハビリテーション病院:療養病床120床、大間病院:一般病床60床、川内病院:一般病床20床)	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	医療圏の面積が広く、道路網整備の遅れにより圏域内の移動に多大な時間を要することから、中核病院たるむつ総合病院が救急医療、高度医療、専門医療の機能を担い、リハビリテーション病院はリハビリテーション医療に特化し、その他の施設については初期医療、在宅医療の充実を図ることとしている。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要  (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期>  平成23年3月	<内容>  再編ネットワークの方策を検討するための会議をセンター内に設置し、他圏域との連携の在り方等について検討する。
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況  (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input checked="" type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態の見直し(検討)の方向性  (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 民間譲渡 <input type="checkbox"/> 診療所化 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行	
	経営形態見直し計画の概要  (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期>  平成23年9月  平成25年3月	<内容>  現行指定管理期間は平成23年度末までであり、委託制度は堅持する方針にあるが、期間等条件について検討、見直しを実施する。  一部事務組合からむつ市直営施設とすることについて、検討、協議を行う。
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	医療関係者及び有識者による下北医療センター経営検討委員会(仮称)を設置し、改革プランに係る進捗状況、取組状況等の点検・評価を行う。 各施設においては、経営会議、運営会議等の委員会を活用し、経営成績の確認とその対応策を検討し、目標管理を行う。	
	点検・評価の時期(毎月頃等)	構成市町村の広報誌及び医療センターホームページ等を用いて、毎年度10月までに公表する。	
その他特記事項			

(別紙1)

団体名 (病院名)	一部事務組合下北医療センター むつりハビリテーション病院
--------------	---------------------------------

## 1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:千円、%)

年度		年度							
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
収 入	1. 医 業 収 益 a	586,924	593,084	2	0	0	0	0	0
	(1) 料 金 収 入	582,962	589,061	0	0	0	0	0	0
	(2) そ の 他	3,962	4,023	2	0	0	0	0	0
	うち他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 医 業 外 収 益	3,346	4,798	28	52,089	18,912	30,128	24,487	22,537
	(1) 他会計負担金・補助金	0	0	0	52,089	18,912	30,128	24,487	22,537
	(2) 国 ( 県 ) 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) そ の 他	3,346	4,798	28	0	0	0	0	0
	経 常 収 益 (A)	590,270	597,882	30	52,089	18,912	30,128	24,487	22,537
	支 出	1. 医 業 費 用 b	682,294	661,041	49,286	13,703	17,590	17,685	15,510
(1) 職 員 給 与 費 c		0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 材 料 費		0	0	0	0	816	0	0	0
(3) 経 費		670,685	648,940	37,184	2,040	1,961	1,991	2,085	2,184
(4) 減 価 償 却 費		11,514	12,101	12,102	11,663	14,813	15,694	13,425	13,281
(5) そ の 他		95	0	0	0	0	0	0	0
2. 医 業 外 費 用		15,558	13,757	2,833	5,209	12,538	6,802	7,027	6,809
(1) 支 払 利 息		3,165	2,946	2,774	2,955	2,565	6,759	6,984	6,766
(2) そ の 他		12,393	10,811	59	2,254	9,973	43	43	43
経 常 費 用 (B)		697,852	674,798	52,119	18,912	30,128	24,487	22,537	22,274
経 常 損 益 (A) - (B) (C)	107,582	76,916	52,089	33,177	11,216	5,641	1,950	263	
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)	69,435	107,582	77,435	0	0	0	0	0
	2. 特 別 損 失 (E)	1,796	2,423	197	3,225	3,009	0	0	0
	特 別 損 益 (D) - (E) (F)	67,639	105,159	77,238	3,225	3,009	0	0	0
純 損 益 (C) + (F)	39,943	28,243	25,149	29,952	14,225	5,641	1,950	263	
累 積 欠 損 金 (G)	112,582	84,339	59,190	29,952	15,727	21,368	23,318	23,581	
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	139,629	178,493	303,203	226,009	223,000	223,000	223,000	223,000
	流 動 負 債 (イ)	220,910	219,429	306,889	188,826	188,414	173,479	162,716	153,235
	うち一時借入金	207,058	186,311	271,400	188,826	188,414	173,479	162,716	153,235
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (エ)	0	0	0	0	0	0	0	0
差引不良債務(オ)	81,281	40,936	3,686	0	0	0	0	0	
単 年 度 資 金 不 足 額 ( )	27,438	40,345	37,250	40,869	2,597	14,935	10,763	9,481	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	84.6	88.6	0.1	275.4	62.8	123.0	108.7	101.2	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{(ア)} \times 100$	13.8	6.9	184,300.0	-	-	-	-	-	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	86.0	89.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	0.0	0.0	0.0	-	-	-	-	-	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	81,281	40,936	3,686	37,183	34,586	49,521	60,284	69,765	
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{(ア)} \times 100$	13.8	6.9	184,300.0	-	-	-	-	-	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率	13.8	6.9	0.5	5.2	4.9	7.0	8.6	9.9	
病 床 利 用 率	83.3	84.6	80.3	82.8	82.6	82.5	84.1	84.8	

( ) N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」- 「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」- 「21年度不良債務額10百万円」)

## 2. 収支計画(資本的収支)

(単位:千円、%)

区分		年度							
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
収 入	1. 企業債	20,700	0	0	46,700	208,300	0	0	0
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計負担金	12,841	18,497	18,322	18,604	11,622	6,512	15,253	17,924
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国(県)補助金	0	0	0	0	0	0	0	0
	7. その他	0	0	0	0	0	0	0	0
	収入計 (a)	33,541	18,497	18,322	65,304	219,922	6,512	15,253	17,924
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0	0	0
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0	0	0
純計(a) - {(b) + (c)} (A)	33,541	18,497	18,322	65,304	219,922	6,512	15,253	17,924	
支 出	1. 建設改良費	20,759	0	0	47,277	208,566	0	0	0
	2. 企業債償還金	12,782	18,497	18,322	18,027	11,356	6,512	15,253	17,924
	3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0	0	0
	支出計 (B)	33,541	18,497	18,322	65,304	219,922	6,512	15,253	17,924
差引不足額 (B) - (A) (C)		0	0	0	0	0	0	0	0
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (D)	0	0	0	0	0	0	0	0	
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)		0	0	0	0	0	0	0	0
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)		0	0	0	0	0	0	0	0
実質財源不足額 (E) - (F)		0	0	0	0	0	0	0	0

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

## 3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
収 益 的 収 支	(34,583)	(58,274)	(76,916)	(52,089)	(18,912)	(30,128)	(24,487)	(22,537)
	34,583	58,274	76,916	52,089	18,912	30,128	24,487	22,537
資 本 的 収 支	(5,931)	(8,892)	(8,852)	(9,240)	(5,496)	(2,938)	(7,305)	(8,637)
	12,841	18,497	18,322	18,604	11,622	6,512	15,253	17,924
合 計	(40,514)	(67,166)	(85,768)	(61,329)	(24,408)	(33,066)	(31,792)	(31,174)
	47,424	76,771	95,238	70,693	30,534	36,640	39,740	40,461

(注)

- ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。